合冊入札における「建設工事と技術者の配置について」の運用について

一件の入札で複数の契約をする入札（以下「合冊入札」という。）で契約した複数の工事（以下「合冊対象工事」という。）における「建設工事と技術者の配置について」の運用について、次のとおり定める。

第１　４関係（現場代理人が複数の工事を兼任する場合）

現場代理人が合冊対象工事を含む複数の工事を兼任する場合においては、「建設工事と技術者の配置について」4(4)エ中「技術者非専任工事」とあるのは「技術者非専任工事（合冊対象工事にあっては、当該複数の工事に係る合冊入札の予定価格が2,500万円未満のものに限る。）」と、4(4)オ中「技術者専任工事」とあるのは「技術者専任工事（合冊対象工事にあっては、当該複数の工事に係る合冊入札の予定価格が2,500万円以上の技術者非専任工事を含む。）」と、4(4)エ及びオ中「兼任する工事」とあるのは「兼任する工事（合冊対象工事にあっては、当該複数の工事を一件の工事とみなす。）」として、これらの規定を適用する。

附　則

この運用は、平成26年２月１日以降に入札公告又は入札通知するものに適用する。